

新潟県市町村総合事務組合公報

号外

平成 29 年 3 月 31 日

新潟県市町村総合事務組合

目 次

訓 令	ページ
6 新潟県市町村総合事務組合公印規程の一部改正	1

訓 令

新潟県市町村総合事務組合訓令第 6 号

事務局
事務所

新潟県市町村総合事務組合公印規程（平成 16 年訓令第 1 号）の一部を次のように改正し、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

平成 29 年 3 月 31 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

改正後	改正前								
<p>(公印の種類)</p> <p>第 2 条 公印は、職印及び庁印の 2 種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>職印</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 新潟県市町村職員研修所長印</u></p> <p><u>(6)～(15) (略)</u></p> <p>庁印 (略)</p> <p>(公印の管理)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 公印の管理に関する事務（公印の登録を除く。）は、次表左欄に掲げる公印について当該右欄に掲げる者（以下「公印管理者」という。）が処理するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">(略)、事務局長印、<u>新潟県市町村職員研修所長印</u>、情報公開・個人情報保護審査会会長印 (略)</td> <td style="width: 20%;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p>	(略)、事務局長印、 <u>新潟県市町村職員研修所長印</u> 、情報公開・個人情報保護審査会会長印 (略)	(略)	(略)		<p>(公印の種類)</p> <p>第 2 条 公印は、職印及び庁印の 2 種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>職印</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)～(14) (略)</u></p> <p>庁印 (略)</p> <p>(公印の管理)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 公印の管理に関する事務（公印の登録を除く。）は、次表左欄に掲げる公印について当該右欄に掲げる者（以下「公印管理者」という。）が処理するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">(略)、事務局長印、情報公開・個人情報保護審査会会長印 (略)</td> <td style="width: 20%;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p>	(略)、事務局長印、情報公開・個人情報保護審査会会長印 (略)	(略)	(略)	
(略)、事務局長印、 <u>新潟県市町村職員研修所長印</u> 、情報公開・個人情報保護審査会会長印 (略)	(略)								
(略)									
(略)、事務局長印、情報公開・個人情報保護審査会会長印 (略)	(略)								
(略)									

別表（第3条関係）

(略)

事務局長印

新潟県市
町村総合
事務組合事
務局長之印
たて 2.1cm
よこ 2.1cm

新潟県市町村職員
研修所長印

事務所長印

新潟県市
町村職員研
修所長之印
たて 2.4cm
よこ 2.4cm

新潟県市町村
総合事務組合
〇〇市町村事
務所長之印
たて 2.4cm
よこ 2.4cm

(略)

別表（第3条関係）

(略)

事務局長印

新潟県市
町村総合
事務組合事
務局長之印
たて 2.1cm
よこ 2.1cm

事務所長印

(略)

新潟県市町村
総合事務組合
〇〇市町村事
務所長之印
たて 2.4cm
よこ 2.4cm

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。